

会 議 録

第 1 回定例会

開会 令和2年4月13日

教育委員会会議録

1 開 会 令和2年4月13日 午後1時30分

2 閉 会 令和2年4月13日 午後2時35分

3 教育委員会出席者

教育長	柚 浩一
委 員	辻 貴博
委 員	藤本 宗子
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子
委 員	菊池 健次

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	平井 琢二
教 育 次 長	藤本 和史
教 育 次 長	藤田 完
教 職 員 課 長	小倉 基靖
学 校 教 育 課 長	木屋村 浩章
人権教育課いじめ問題等対策室長	高畑 聖
教育次長(教育政策課長事務取扱)	長町 哲治
教 育 政 策 課 副 課 長	倉橋 文代

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第3号及び議案第4号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項1 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について》

教育長 報告を求める。

長町教育次長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：1点確認したい。学校への臨時休業の要請は、学校設置者が行うのか。

長町教育次長：そうである。

小林委員：学校設置者というのは、教育委員会か。

長町教育次長：学校設置者は、県である。

小林委員：では、首長も管内の学校へ要請できるということか。

長町教育次長：そうである。

小林委員：首長は予算執行等はできると思うが、休業要請については、教育委員会が行うものではないのか。

辻委員：町立は町が、村立は村が要請するということか。

長町教育次長：そうである。それぞれで要請する。

小林委員：緊急事態措置の場合は、それぞれの知事が対策本部長になるので休業要請をしようと思うが、そうでない地域において知事が要請するというのは、お

かしいのではないか。

長町教育次長：今回、徳島県においても対策本部会議が設置された。その会議において、教育長から休業に関して表明し、その場において決定され休業要請を行った。

教育長：いずれにしても、教育委員会において、現時点では臨時休業が望ましいという判断に至ったため、要請している。

小林委員：学校設置者とは誰なのかを調べておいてほしい。そして、もう1点伺いたい。4月7日に、各県立学校に対しては、再度休業に入る可能性について、事前連絡を行ったようだが、私立学校は、公立での休業検討の動きを何も知らなかったのか。

長町教育次長：8日の通知については、私立学校も連絡されているが、7日時点で私立学校へ連絡されていたかは把握していない。

小林委員：文理、生光及び香蘭などの私立学校には、県外出身の学生も多い。徳島に来てすぐ帰るとするのは気の毒である。事前連絡があれば、そうした子が少なくなったと思う。

長町教育次長：あくまで新聞情報であるが、休業しない私立学校もある。

小林委員：私学は私学であり、公立とは対応も違うということか。

長町教育次長：そうである。

藤本委員：「マスクを手縫いでつくろう」という動画を、インターネットで配信していただいているが、7.1万回も再生されていた。「マスクがない」「家ですることがない」という声があるので、こうした良い取組を今後もぜひ継続してほしい。また、藍住町の教員がPCR検査を受け、今回は陰性でよかったが、先生方の感染を防ぐため、ひいては子どもたちへの感染を防ぐためにも、健康管理についてしっかり指導・助言してほしい。

辻委員：まずは、別添の「健康観察表」をきちんと活用するようお願いしたい。

教育長：学校でクラスターを発生させないのが一番重要である。これまで以上に健康管理は徹底するよう指導していく。

河口委員：現状、県外ナンバーの車が多数見受けられる。今、徳島県内の感染者は3名であり、他県と比べると比較的少ない方であるが、こうした状況のため、いつ感染者が急増するか分からない。この段階で再びの臨時休業決定は、感染拡大を防ぐという点で、万全の対応策だったと思う。大学も臨時休業しているので、学校現場が非常に大変であると拝察する。子どもたちが家庭で過ごす時間が多くなるので、保護者も子どももストレスが生じる環境の中で、どうやって日々過ごすかが大事になってくる。通知にも記載があるが、生活指導やストレス解消対策等のため、学校・家庭との連携は必須

であり、教育力結集に向け、家庭にも協力してもらえよう発信していく必要がある。また、学習支援についてだが、大学でも遠隔授業実施に向けて検討している。学力差を生じさせないためにも、学校や地域で差が出ないように、タブレット等は均等になるようお願いしたい。最後にもう1点、学校現場で感染の疑いがある者が出た場合等、新型コロナウイルス感染症によるいじめや偏見が起きる可能性が高いということを認識し、事前に対策をとってほしい。

菊池委員：児童・生徒との連絡については、先生方も尽力していただいているかと思う。感染源とならないよう、対策は必要だが、やはり直接会って表情を見ながら話すということも場合によっては必要だと思う。電話等で話すだけでなく、家庭訪問のような直接話す機会をつくることは可能か。

長町教育次長：高校では難しいだろうが、小学校では可能かと思う。ただ、ほぼ毎日、児童・生徒と連絡を取り合って、状況把握に努めている学校もあると聞いている。

菊池委員：子どもと先生の間だけで話しているのか。

長町教育次長：それだけでなく、保護者と先生の間もある。

辻委員：感染防止対策についてだが、これまで以上に「3密」を防ぐよう指導の徹底をお願いしたい。

藤本委員：健康管理のため、体温を測りたくても、体温計が薬局で手に入らないという声も聞く。家庭で体温計が準備できない可能性もあるのではないか。

長町教育次長：家庭に体温計があれば、ご家庭にあるものを使って検温してもらい、ない場合は、学校の保健室にある体温計を活用する等し、健康管理をしてもらう。

教育長：学習支援の方法をはじめとし、様々な御意見をいただいている。教育委員会として、それら全てを早急に進めていかなければならない。出来るところから速やかに行っていく。

河口委員：今回は新型コロナウイルス感染症対策ということで、別添の「健康観察表」を用いて、小学校低学年の児童も健康管理を行うので、これを機会に、日々、自身の健康管理を行うような契機となればよいと思う。

教育長：今回だけ特別にということだけでなく、児童・生徒の今後の生活にもつながるよう、考えていきたい。

藤本委員：今回、緊急事態宣言を受け、5月6日までの休業ということだが、世界情勢も鑑みると非常に長期間にわたる対応を求められると考えられる。まだ治療薬も開発されていない状況なので、長期戦になるという認識のもと、尽力願いたい。

《報告事項2 徳島県教職員のハラスメントの防止等に関する要綱及び指針等について》

教育長 報告を求める。
コンプライアンス推進室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：指針の趣旨はよく分かるが、ハラスメントに対する罰則規定的なことはこの中にはあるのか。

コンプライアンス推進室長：罰則規定的なことは書いていない。それをまず防止するために確認しておくこと等を書いている。

河口委員：教育長の指針等，4月当初は現場に対してこのような通知はあると思うし，伝達する機会はあると思う。ほとんどの教職員に関しては，この中に書かれているようなことは認識していると思うが，数名の教職員が不祥事を起こすことが多々あると思われる。やはり年度当初の機会に研修を充実させることや機会毎に，それに近い様な事例が起こったときには早急に学校の方で対応していくことが必要かと思う。その都度，このような要綱を教職員に徹底していくことが防止につながるのではないかと思う。年度当初の研修の充実と，事例が起こったときには再度この要綱を徹底していくことであると思う。ハラスメントはあってはならないことであるので。

教育長：一度通知を出して終わりにするのではなく，定期的に気をつけなければいけないことは気をつけて注意喚起をしていく。どうしても気が緩む時もあるかもしれないので，そういうことを防止をするということで定期的な研修もしていきたい。

辻委員：この中に第三者からの情報とか見たことを上司に報告するという内容が入っているので，ぜひともそういうところをもっと進めていただきたい。

河口委員：事例が起こったことに対して，知らなかったということはないと思う。地域とか学校間でいろいろと共有できるものはあると思う。報告の徹底をして，早急に情報を集めて対応していくことを進めてほしい。それが防止にもつながると思う。

藤本委員：女性の職業を守るというような内容が入っているのはとてもよいと思う。ただ，女性だけではなく，兵庫県の教職員のいじめの事例は女性が中心と

なって男性をいじめたということで、女性、男性関係なく人間としてハラスメント行為はしてはいけないことを徹底していただきたい。また、徳島県は女性の管理職が少ないということで、女性も管理職にできるだけなってもらい、女性の気持ちが分かる管理職が増えたらと思う。

菊池委員：この要綱及び指針は市教委であつたり県全体に周知されると思うが、そのあたりはどうか。

コンプライアンス推進室長：4月3日の市町村教育委員会教育行政連絡協議会、徳島県小・中連合校長会で連絡した。

《議案第1号 令和3年度使用教科用図書に係る徳島県教育委員会の基本方針について》

教育長 説明を求める。

学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

藤本委員：特別支援学校等の教科書は、毎年採択されるということだが、その年その年児童生徒に合った教科書を採択しているということか。

学校教育課長：毎年、児童生徒の実態に合った採択を実施している。

教育長：教科書の内容等の変化はどうか。

学校教育課長：総授業時数等の変化はないが、学習内容の整理がされている。教科書においても構成等の整理がされている。

河口委員：学習指導要領の目標、内容等を踏まえ、十分な調査研究を実施してほしい。

教育長 議案第1号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第1号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第2号 徳島県教科用図書選定審議会への諮問事項について》

教育長 説明を求める。

学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

辻委員：調査員の数は何名か。

学校教育課長：中学校用教科書では、約70名で調査を行う。

辻委員：人数が多く大変だと思うがしっかりと調査をしてもらいたい。

教育長 議案第2号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第2号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《議案第3号 徳島県教科用図書選定審議会委員の任命について》

《議案第4号 徳島県いじめ問題等対策審議会委員の任免について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後2時35分